

1．件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

2．日時：令和2年7月28日(火)13時35分～15時30分

3．場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4．出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他11名

5．要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、これまでの設工認申請に係る面談(1及び2)を踏まえて、申請書記載事項の整理状況について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・申請書記載事項については、事業変更許可申請との関係を踏まえて、記載すべき内容の考え方を整理すること。その際、評価に用いられる条件等の基本設計方針での記載事項を含めて整理すること。また、設工認申請での基本設計方針は設計及び工事に関するものであり、設備の維持管理等の方針は保安規定で定めるべき事項であるため、その位置付けを踏まえて整理すること。
- ・仕様表に関しては、機器等の類型化を行った上で、実用炉規則別表第2中欄、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド等を参考に、再処理施設の技術基準に関する規則における要求事項等を踏まえて記載事項の考え方を整理すること。
- ・設計に係る品質マネジメントシステムで整理することとされている様式2の設備リストについては、対象となる設備がもれなく抽出される必要があり、網羅性確認のプロセスを整理すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6 . その他

なし

1 令和2年5月14日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

2 令和2年6月10日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」